

包括的核実験禁止条約（CTBT）地域ハイレベル会合
ハイレベル・パネル・ディスカッション
岸副大臣ステートメント
（5月19日（月曜日） 於：インドネシア）

只今御紹介頂きました，外務副大臣の岸信夫です。本日はこのような機会を頂き光栄です。

はじめに，ゼルボ CTBT0 事務局長及び事務局の皆様，そして開催国インドネシアのマルティ外相及びスタッフの皆様に対し，本会合の開催にあたりご尽力頂き，感謝申し上げます。

ゼルボ事務局長におかれましては，事務局長就任以来，賢人グループの立ち上げを初め条約の発効促進に精力的に取り組まれ，昨年を訪日に際しても発効に向けた前向きなビジョンを共有頂きました。

マルティ外相におかれましては，発効促進共同議長国として強いイニシアティブを発揮し活動されています。NAMの軍縮分野の調整国としても活躍され，先般我が国で開催された NPTDI 外相会合にもゲスト・スピーカーとして参加頂きました。

本日は，グローバルな安全保障の文脈における CTBT の意義と，東南アジア，太平洋，極東（SEAPFE）地域の安全保障上の意義の大きく 2 点についてお話ししたいと思います。

まず，グローバルな安全保障の文脈における CTBT の意義

についてお話しします。

我が国は、核兵器の使用がもたらす非人道性の正確な認識及び東アジアの置かれた厳しい安全保障環境についての冷静な認識を踏まえ、現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねることで「核兵器のない世界」を目指すことが重要と考えています。

CTBT はこうした現実的な核軍縮措置の最も重要なものの一つであり、NPT 体制を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制を強化する重要な役割を担っています。

その CTBT は、普遍化の進展と核実験禁止の規範の浸透という観点から見た時に、今日の国際的な核軍縮・不拡散における成功例ともいえるものと考えております。これは、CTBT 署名開放後、世界における核実験の実施国や実施数が激減したことからも明らかです。

国際社会には、CTBT がなかなか発効しないことをもって、CTBT の意義が低下しているとの指摘もありますが、そのような認識は一面的と言わざるを得ません。

批准国数が 70 か国であった 2000 年時点と現在を比べれば、年平均で 6～7 か国が批准してきている計算となり、普遍化は着実に前進しているといえます。その結果、今日までに署名国数は 183、批准国数は 162 に上っています。

では、なぜ CTBT は普遍化を進展させ、核実験禁止の規範を浸透させて来ることができたのでしょうか。

普遍化が進展してきた背景として、まず第 1 に、核爆発

により発生する環境，人体への悪影響，すなわち核実験のもたらす非人道的影響への強い懸念が世界に広まったことが挙げられます。

そして第 2 に，世界唯一の核実験検知ネットワークである IMS（注：国際監視制度）整備の着実な進展により，国際監視制度の有用性への認識が拡大していることが指摘できます。

IMS の整備は，現在までに，全体の約 87%が完成しており，過去の北朝鮮による核実験の際にも，周辺国の IMS 観測所が機能し，その有用性が認識されてきました。

また，特に近年，IMS はこうした本来の機能のみならず，津波防災予報，火山噴火検知，隕石落下，放射性核種拡散予測等の民生・科学利用における役割も拡大しています。このことも普遍化を後押ししてきた重要な側面として指摘しなければなりません。

このネットワークの活用により，あらゆる国，機関が裨益するという IMS の有用性を各国が認識し，CTBT の普遍化に結びついているのです。

我が国としても，まさにこのような考え方を共有して，CTBT の普遍化に取り組んできたところです。

最近では，昨年 9 月の NY での CTBT 発効促進会議において，岸田外務大臣が，

第一に，核実験が行われた場合の国際社会全体による協調的かつ強固な反対，

第二に，IMS の一層の整備強化，

第三に，発効要件国の批准に向けた政治的アクションの強化

の 3 つを提唱し、各国に対して行動をとるよう呼びかけました。

このうち IMS の整備強化に関しては、CTBT 体制の中核を成す検証制度の整備支援として、今次会合でも予定されている専門家ワークショップ等への専門家派遣を通じ日本の持つ専門的知見を積極的に共有してきています。

また、日本独自の技術協力として、1995 年以降 20 年近くにわたり、グローバル地震観測研修を実施しています。

我が国は、各国の個別具体的な状況を見極めながら、効果的な支援を行っていく考えです。

また、3 つ目の発効要件国の批准に向けた政治的アクションという点に関し、我が国は、首脳・外相レベルで米国、インド、イラン等に対し、随時 CTBT の署名や批准を働きかけています。

次に、SEAPFE 地域の安全保障の文脈における CTBT の意義について述べたいと思います。

現在のアジア地域に目を転じると、先ほど触れた北朝鮮の核問題等を抱え、決して安定的な安全保障環境にあるとは言えません。

今日も SEAPFE 地域には、未署名国が 3 か国、未批准国が 6 か国存在しています。

これらの国々との間で対話を続け、CTBT の署名・批准を促すことで、核実験を行わないとのコミットメントを地域

レベルで獲得することが重要です。

そうすることにより、地域の核軍備拡大競争への歯止め効果のみならず、核軍縮を促す効果を生じ、同地域の安全保障環境の改善に資すると考えています。

このように、この SEAPFE 地域においても CTBT の普遍化を進めることは、意義深いことであり、各国が独自に、あるいは共同し、普遍化・早期発効のための行動を起こしていくことが極めて重要です。

その際には、発効促進会議の最終宣言にもあるように、他国の動向に捉われない一歩を踏み出すことを訴え続けていくことが肝要です。

この点に関連し、日本としては、ゼルボ事務局長の努力の下で、中国が本年 1 月より CTBT 関連データの IDC（注：国際データセンター。CTBT0 本部のあるウィーンに設置。）への送信を開始したことを高く評価しています。

中国に対しては、地域の大国として早期に批准を実現し、CTBT 早期発効に向けたリーダーシップを発揮してほしいと切に願っています。

我が国は、今後とも、SEAPFE 地域に所属する国として、アジア太平洋地域に焦点を当て、個別の国の事情に応じた署名、批准に向けたニーズを把握した上で、働きかけや技術貢献を実施していく考えです。

今次会合が、政治・専門家両レベルでの有意義な交流の機会となり、今後 SEAPFE 地域の完全普遍化に向けて各国が

奮起する契機となることを願っております。

加えて、同地域における CTBT 技術の更なる向上と核実験
検知体制の強化に資することを期待し、私のメッセージと
させていただきます。

ご静聴，誠にありがとうございました。